

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第16号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)</p> <p>第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>別表</u> ((2)(3)の表に係る部分に限る。) に定める額とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>別表（第13条、附則第3条、第6条関係）</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)</p> <p>第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>別表第1</u> ((2)(3)の表に係る部分に限る。) に定める額とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>別表（第13条、附則第3条、第6条関係）</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）</p>	
支給認定保護者の属する世帯の階層区分	利用者負担額 (月額) 1人当たり	支給認定保護者の属する世帯の階層区分	利用者負担額 (月額) 1人当たり

A	<省略>	<省略>
B ₁	市町村民税所得割非課税世帯でひとり親世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）	<省略>
B ₂	市町村民税所得割非課税世帯でB ₁ 階層以外の世帯	<省略>
C ₁	A階層を除き当年度分（4月から8月までの月分につ 77,101円未満世帯 （ひとり親世帯等）	5,250
C ₂	いては、前年度分）の市町 村民税所得割の課税世帯で （C ₁ 階層以外の世帯）	<省略>
D	あって、その所得割の額の <省略>	<省略>
E	区分が次の区分に該当する 世帯 <省略>	<省略>

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）

支給認定保護者の属する世帯の 階層区分	利用者負担額（月額）1人当たり				
	3歳児		4、5歳児		
	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

A	<省略>	<省略>
B ₁	市町村民税非課税世帯で母子世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）	<省略>
B ₂	市町村民税非課税世帯でB ₁ 階層以外の世帯	<省略>
C ₁	A階層を除き当年度分（4月から8月までの月分につ 77,100円以下世帯 （母子世帯等）	6,500
C ₂	いては、前年度分）の市町 村民税所得割の課税世帯で （C ₁ 階層以外の世帯）	<省略>
D	あって、その所得割の額の <省略>	<省略>
E	区分が次の区分に該当する 世帯 <省略>	<省略>

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）

支給認定保護者の属する世帯の 階層区分	利用者負担額（月額）1人当たり				
	3歳児		4、5歳児		
	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

	<p>帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）</p>					<p>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）</p>					
B ₁	<p>市町村民税非課税世帯でひとり親世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）</p>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	B ₁	<p>市町村民税非課税世帯で母子世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）</p>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
B ₂	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	B ₂	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

C ₁	A階層を除き 当年度	48,600円未満 世帯(ひとり親世帯等)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	C ₁	A階層を除き 当年度	48,600円未満 世帯(母子世帯等)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
C ₂	分(4 月から 8月ま	48,600円未満 世帯(C ₁ 階層以外 の世帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	C ₂	分(4 月から 8月ま	48,600円未満 世帯(C ₁ 階層以外 の世帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₁	での月 分につ	55,000円未満 (ひとり親世帯等)	4,500	4,250	4,500	4,250	D ₁	での月 分につ	55,000円未満 (ひとり親世帯等)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₂	いて は、前 年度	55,000円未満 (D ₁ 階層以外の世 帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	D ₁	いて は、前 年度	55,000円未満 (D ₁ 階層以外の世 帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₃	分)の 市町村	57,700円未満 (ひとり親世帯等)	5,500	5,000	5,500	5,000	D ₁	分)の 市町村	57,700円未満 (ひとり親世帯等)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₄	民税所 得割の 課税世 帯であ って、	57,700円未満 (D ₃ 階層以外の世 帯)	11,000	10,000	11,000	10,000	D ₁	民税所 得割の 課税世 帯であ って、	57,700円未満 (D ₃ 階層以外の世 帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₅	帯であ って、	61,000円未満 (ひとり親世帯等)	5,500	5,000	5,500	5,000	D ₁	帯であ って、	61,000円未満 (ひとり親世帯等)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₆	その所 得割の 額の区 分が次	61,000円未満 (D ₅ 階層以外の世 帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	D ₂	その所 得割の 額の区 分が次	61,000円未満 (D ₅ 階層以外の世 帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₇	分が次	77,101円未満	7,500	7,000	7,500	7,000	D ₂	分が次	77,101円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

	の区分	(ひとり親世帯等)						の区分					
D ₈	に該当	77,101円未満	15,00	14,00	15,00	14,00		に該当					
	する世帯	(D ₇ 階層以外の世帯)	0	0	0	0		する世帯					
D ₉		79,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		D ₃	79,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₁₀		85,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		D ₄	85,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₁₁		97,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		D ₅	97,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₁₂		145,000円未満						D ₆	145,000円未満				
D ₁₃		157,000円未満	<省略>	<省略>				D ₇	157,000円未満	<省略>	<省略>		
D ₁₄		169,000円未満						D ₈	169,000円未満				
D ₁₅		185,000円未満						D ₉	185,000円未満				
D ₁₆		209,000円未満						D ₁₀	209,000円未満				
D ₁₇		227,000円未満						D ₁₁	227,000円未満				
D ₁₈		227,000円以上						D ₁₂	227,000円以上				

(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達

(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達

した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。)

支給認定保護者の属する世帯の 階層区分		利用者負担額（月額）1人当たり	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）	<省略>	<省略>

した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。)

支給認定保護者の属する世帯の 階層区分		利用者負担額（月額）1人当たり	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含	<省略>	<省略>

									む。)		
B ₁	市町村民税非課税世帯でひとり親世帯等		<省略>	<省略>	B ₁	市町村民税非課税世帯で母子世帯等里親世帯(里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。)		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	里親世帯(里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。)										
B ₂	<省略>		<省略>	<省略>	B ₂	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
C ₁	A階層を除き世帯(ひとり親世帯等)	48,600円未満	4,500	4,250	C ₁	A階層を除き世帯(母子世帯等)	48,600円未満	5,000	4,500		
C ₂	分(4月から8月まで)	48,600円未満世帯(C ₁ 階層以外の世帯)	<省略>	<省略>	C ₂	分(4月から8月まで)	48,600円未満世帯(C ₁ 階層以外の世帯)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₁	での月分について	55,000円未満(ひとり親世帯等)	5,500	5,250	D ₁	での月分について	55,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₂	いては、前年度	55,000円未満(D ₁ 階層以外の世帯)	<省略>	<省略>	D ₁	いては、前年度	55,000円未満	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
D ₃	分)の市町村	57,700円未満(ひとり親世帯等)	6,000	5,500	D ₁	分)の市町村					
D ₄	民税所得割の	57,700円未満(D ₃ 階層以外の世帯)	12,000	11,000	D ₁	民税所得割の					

	課税世帯)						
D ₅	帯であ って、	61,000円未 満 (ひとり親世帯等)	6,000	5,500			
D ₆	その所 得割の 額の区 帯)	61,000円未 満 (D ₅ 階層以外 の世帯)	<省略>	<省略>	D ₂	その所 得割の 額の区 分が次 の区分 に該当 する世 帯	61,000円未 満 <省略> <省略>
D ₇	分が次 の区分	77,101円未 満 (ひとり親世帯等)	8,000	7,500			
D ₈	に該当 する世 帯	77,101円未 満 (D ₇ 階層以外 の世帯)	16,000	15,000			
D ₉		79,000円未 満	<省略>	<省略>	D ₃		79,000円未 満 <省略> <省略>
D ₁₀		85,000円未 満	<省略>	<省略>	D ₄		85,000円未 満 <省略> <省略>
D ₁₁		97,000円未 満	<省略>	<省略>	D ₅		97,000円未 満 <省略> <省略>
D ₁₂		145,000円未 満	<省略>	<省略>	D ₆		145,000円未 満 <省略> <省略>
D ₁₃		157,000円未 満	<省略>	<省略>	D ₇		157,000円未 満 <省略> <省略>
D ₁₄		169,000円未 満	<省略>	<省略>	D ₈		169,000円未 満 <省略> <省略>
D ₁₅		185,000円未 満	<省略>	41,000	D ₉		185,000円未 満 <省略> 42,000

D ₁₆	209,000円未満	<省略>	<省略>	D ₁₀	209,000円未満	<省略>	<省略>
D ₁₇	227,000円未満	<省略>	<省略>	D ₁₁	227,000円未満	<省略>	<省略>
D ₁₈	227,000円以上	<省略>	<省略>	D ₁₂	227,000円以上	<省略>	<省略>
備考				備考			
1から3まで <省略>				1から3まで <省略>			
4 この表(1)の表を除く。)のB ₁ 階層及びB ₂ 階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。				4 この表のB ₁ 階層及びB ₂ 階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。			
5 この表の(1)の表に係るB ₁ 階層からE階層までの区分及び(2)(3)の表に係るC ₁ 階層からD ₁₈ 階層までの区分における「市町村民税所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。				5 この表の(1)の表に係るC ₁ 階層からE階層までの区分及び(2)(3)の表に係るC ₁ 階層からD ₁₂ 階層までの区分における「市町村民税所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。			
6 この表の「ひとり親世帯等」とは、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが次の各号のいずれかに該当する場合における世帯をいう。				6 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。			

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（支給認定保護者の場合に限る。）

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に特定教育・保育等の利用に係る支給認定子どもを扶養しているものの世帯

(2) 特定教育・保育等の利用に係る支給認定子ども、その兄弟姉妹及びその父母で、次のアからエまでのいずれかに該当する者（障害福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号及び第14条第3号に掲げる施設に入所している者は除く。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

限る。)

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)

(7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者(在宅障害児に限る。)

(8) 市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

7 <省略>

8 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記表(1)の表中、B₂階層からC₂階層までの区分における世帯においては、特定被監護者等(政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いるときは、上記の表((1)の表に係る部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) <u>最年長の子ども</u>	<u>上記の表((1)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額</u>

7 <省略>

(2) 上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表 ((1)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額×0.5 (C ₁ 階層に属する世帯の場合は、0円)
(3) 上記(1)に定める子どもから順に3人目以降の子ども	0円

9 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記表(1)の表中D階層及びE階層の区分における支給認定保護者の属する世帯において、負担額算定基準子ども(政令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いるときは、上記の表((1)の表に係る部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 3歳から <u>小学校の第3学年</u> までの範囲で最年長の子ども	上記の表 ((1)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額
(2) 3歳から <u>小学校の第3学年</u> までの範囲で上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表 ((1)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額×0.5
(3) 3歳から <u>小学校の第3学年</u> までの範囲で上記(1)に定める子どもから順に3人目以降の子ども	0円

10 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記表(2)(3)の表中B₂階層からD₅階層まで又はD₇階層

8 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯において、3歳から小学校3年生までの範囲に2人以上の子どもがいるときは、上記の表((1)の表に係る部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 3歳から <u>小学校3年生</u> までの範囲で最年長の子ども	上記の表 ((1)の表に係る部分に限る。)に定める額
(2) 3歳から <u>小学校3年生</u> までの範囲で上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表(1)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額×0.5
(3) 3歳から <u>小学校3年生</u> までの範囲で上記(1)に定める子どもから順に3人目以降の子ども	0円

の区分における世帯においては、特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 最年長の子ども	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額
(2) 上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額×0.5（C ₁ 階層、D ₁ 階層、D ₃ 階層、D ₅ 階層又はD ₇ 階層に属する世帯の場合は、0円）
(3) 上記(1)に定める子どもから順に3人目以降の子ども	0円

1.1 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記表(2)(3)の表中D₆階層又はD₈階層からD₁₈階層までの区分における支給認定保護者の属する世帯において、負担額算定基準子どものうち小学校就学前までの範囲に2人以上の子どもがいるときは、上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）及び次項の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 小学校就学前子どものうち最年長の子ども	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額

(2) <u>小学校就学前子どものうち上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども</u>	上記の表 ((2)(3)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額×0.5
(3) <u>小学校就学前子どものうち上記(1)に定める子どもから順に3人目以降の子ども</u>	0円

12 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、18歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が同一の世帯に2人以上いるときは、上記の表 ((2)(3)の表に係る部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) <u>D₉階層からD₁₁階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	0円
(2) <u>D₁₂階層からD₁₈階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	上記の表 ((2)(3)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額×0.5

9 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、生計を一にする世帯に兄又は姉 (18歳到達年度の末日を経過していないものに限る。)が2人以上いるときは、上記の表 ((2)(3)の表に係る部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) <u>B₂階層からC₂階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子ども</u>	0円
(2) <u>D₁階層からD₅階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	0円
(3) <u>D₆階層からD₁₂階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	上記の表 ((2)(3)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額×0.5

10 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る

る利用者負担額はB₂階層からD₁₂階層までの区分における生計を一にする世帯から2人以上の小学校就学前子どもが法第7条に規定する教育・保育施設及び地域型保育施設、特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）並びに情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援をいう。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる小学校就学前子ども（前項に規定する子どもを除く。）のうち、当該子どもが法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（学校教育法第1条に規定する幼稚園を除く。）又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者から保育を受けている際には、上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 上記10に掲げる施設を利用して いる小学校就学前子ども（該当する 子どもが2人以上の場合は、そのう ち最年長のもの1人とする。）	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限 る。）の利用者負担額
(2) 上記10に掲げる施設を利用して いる(1)以外の小学校就学前子ども （該当する子どもが2人以上の場	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限 る。）の利用者負担額×0.5

13 <省略>	合は、そのうち最年長のもの1人と する。)	
	(3) 上記10に掲げる施設を利用して いる上記以外の小学校就学前子ども	0円
	11 <省略>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし別表(3)中「42,000」を「41,000」とする改正規定は、平成27年4月1日から適用する。